

○三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付要綱

平成27年3月31日

告示第55号

改正 平成27年10月1日告示第212号

平成29年3月31日告示第67号

平成31年3月28日告示第54号

令和4年3月29日告示第37号

令和4年3月31日告示第94号

令和5年3月30日告示第95号

三豊市住宅リフォーム・地域経済活性化事業補助金交付要綱(平成26年三豊市告示第88号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、三豊市空き家バンク実施要綱(平成24年三豊市告示第251号。以下「実施要綱」という。)第2条第5号に規定する空き家バンク(以下「空き家バンク」という。)に登録された空き家バンク登録住宅のリフォーム工事に要する費用の一部について、予算の範囲内で三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、本市における空き家を有効活用し、本市への定住の促進及び地域経済の活性化を図るため、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年三豊市規則第52号)に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 実施要綱第2条第2号に規定する本市の区域内に存する住宅をいう。
- (2) 空き家バンク登録住宅 空き家バンクに登録された住宅のうち、売買したもの及びその附帯施設をいう。
- (3) リフォーム工事 既存住宅の機能又は性能を維持し、又は向上させるため、住宅の全部又は一部の修繕、補修、更新、取替え等を行う工事をいう。
- (4) 市内業者 補助金の交付申請を行う日において、本市の市税を完納しており、かつ、本市の区域内に本店を置く建築業等を営む法人又は住所を有する個人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、空き家バンク登録住宅を購入した者で、第7条に規定する補助金の交付申請を行う日において、本市の市税に滞納がなく、次条に規定する補助対象住宅の売買契約日から起算して3年を経過していないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 過去に補助金の交付を受けたことがある場合
- (2) 過去に三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業補助金交付要綱(平成24年三豊市告示第256号)に基づく三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業補助金(以下「若者定住促進補助金」という。)の交付を受けたことがある場合

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、当該住宅の固定資産税が完納されている空き家バンク登録住宅とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象住宅が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 過去に補助金の交付を受けたことがある場合
- (2) 過去に若者定住促進補助金の交付を受けたことがある場合

(補助対象事業費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象事業費」という。)は、補助対象者が補助対象住宅に対して別表に定める内容のリフォーム工事を市内業者により実施する事業(以下「補助対象事業」という。)に要する経費(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)とする。ただし、補助対象者及び補助対象者と同一の世帯に属する者自らが施工するリフォーム工事又は補助対象事業費が30万円に満たないリフォーム工事は、補助金の交付対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、国、香川県又は本市の制度による補助を受ける場合は、当該補助対象事業費の額を補助対象事業費から控除する。

(補助金の額)

第6条 補助対象住宅に係る補助金の額は、補助対象事業費に50パーセントの割合を乗じて計算した額とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定により計算した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の着手前に、空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の市税に滞納がないことの証明
- (2) 補助対象住宅に係る補助事業年度の固定資産税に滞納がないことの証明(申請者が補助対象住宅に係る補助事業年度の固定資産税を納税していない場合)
- (3) 補助対象事業を施工する市内業者の市税に滞納がないことの証明
- (4) 補助対象事業費が確認できる書類の写し(内訳含む。)
- (5) 補助対象事業の施工箇所の位置及び施工内容の詳細が分かる書類の写し
- (6) 補助対象事業の施工箇所の現況写真
- (7) 空き家バンク登録住宅の売買契約書の写し
- (8) 債権者登録申出書
- (9) 前各号に掲げるものほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請された書類等を審査し、必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが

適当であると認めたときは、必要な条件を付して、空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金変更等申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

(交付決定の変更等)

第10条 市長は、補助金の交付決定を変更し、又は取り消したときは、空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付変更等決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知する。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業の完了後速やかに空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の1月末日を期限とする。

- (1) 補助対象事業費の請求書の写し(内訳含む。)
- (2) 補助対象事業費の支払が確認できる書類の写し
- (3) 補助対象事業を実施した箇所の位置が分かる書類の写し
- (4) 補助対象事業実施箇所の施工中及び施工後の写真
- (5) 交付決定者の世帯全員の住民票の写し。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により報告された書類等を審査し、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた後、速やかに空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付請求書(様式第7号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(補助金の返還等)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があつたとき。
- (2) 補助金の交付決定の前に、補助対象事業に着手したとき。
- (3) 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居し、又は転出したとき。
- (4) この告示及びこの告示の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
- (5) 補助対象事業の遂行ができないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(補助金の限度額の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、補助金の限度額は、香川県移住促進・空き家改修等補助事業の補助対象となる場合は、当分の間、100万円とする。

(経過措置)

3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の三豊市住宅リフォーム・地域経済活性化事業補助金交付要綱の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

附 則(平成27年告示第212号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年告示第67号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式第5号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成31年告示第54号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付要綱の規定は、空き家バンクに登録された住宅をこの告示の施行の日以後に売買契約したものについて適用し、同日前に売買し、又は賃貸借したものについては、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、この告示による改正前の三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付要綱様式第1号、第3号及び様式第5号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和4年告示第37号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第94号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第95号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

木工事	部屋の増減築、間仕切りの変更、床材・内壁材等の変更等
屋根工事	屋根材葺替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等
建具工事	各種建具取替え(ドアノブ、鍵、戸車、レール取替え)等
内装工事	床、天井、壁等のクロス貼り替え等
外装工事	外壁の改修、張り替え、塗り替え、コーティング補修等
塗装工事	屋根塗り替え、外部鉄部塗り替え等
左官タイル工事	室内壁塗り替え、内外タイル貼り替え補修等
給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等
エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス、ベランダの設置、改修等
省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事(家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等)

備考 次に掲げる内容の工事等は、補助の対象としない。

(1) 住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等(壁掛け式エアコン、テレビ、パソコン等の電化製品、照明器具、カーテン、家具セット等)の購入及びその設置工事

(2) 家具の固定のための器具購入及びその取付工事

様式第1号（第7条関係）

年　月　日

三豊市長様

申請者　住所
氏名
電話番号

空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付申請書

三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業を実施したいので、下記のとおり
三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付要綱第7条の規定により
関係書類を添えて申請します。

記

補助対象住宅の所在地	三豊市		
補助対象事業費	円		
補助金交付申請額	円		
リフォーム工事施工期間	着工予定年月日	年	月　日
	竣工予定年月日	年	月　日
補助対象工事を行う市内業者	所在地（住所） 業者名（代表者氏名）		

リフォーム工事に係る国、香川県又は本市の制度による補助金受給状況（予定含む。）

なしあり（補助金名：　　受給（予定）日：　　補助額：　　円）

【誓約事項】

- 私は、三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付要綱第1
1条に規定する実績報告を行う日において、当該住宅に住所を有していること及び
補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居し、又は転出しないことを誓
約します。
- 私は、申請時において、三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補
助金交付要綱第3条第2項各号のいずれにも該当いたしません。

申請者氏名（自署）

添付書類

- (1) 申請者の市税に滞納がないことの証明
- (2) 補助対象住宅に係る補助事業年度の固定資産税に滞納がないことの証明(申請者が
補助対象住宅に係る補助事業年度の固定資産税を納税していない場合)
- (3) 補助対象事業を施工する市内業者の市税に滞納がないことの証明
- (4) 補助対象事業費が確認できる書類の写し（内訳含む。）
- (5) 補助対象事業の施工箇所の位置及び施工内容の詳細が分かる書類の写し
- (6) 補助対象事業の施工箇所の現況写真
- (7) 空き家バンク登録住宅の売買契約書の写し
- (8) 債権者登録申出書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長 団

空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで補助金の交付申請のあった三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業費及び補助金の額

補 助 対 象 事 業 費	円
補 助 金 の 額	円

2 交付の条件

- (1) 補助対象事業の内容を変更し、又は中止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

様式第3号（第9条関係）

年　月　日

三豊市長様

申請者　住所
氏名
電話番号

空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金変更等申請書

年　月　日付け　　第　　号により補助金の交付決定通知があつた
補助対象事業を下記のとおり（変更・中止）したいので、三豊市空き家バンクリフォーム
・地域経済活性化事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

補助対象住宅の所在地		
(変更・中止) 年月日	年　月　日	
(変更・中止) の理由		
変更の内容 (※変更の場合のみ)		
補助対象事業費	変更前	変更後
	円	円
補助金交付申請額	変更前	変更後
	円	円

※補助対象事業費が確認できる書類の写し（内訳含む。）を添付すること。

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長 団

空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付変更等決定通知書

年 月 日付けで補助金の変更等申請のあった三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金については、下記のとおり交付決定の内容の（変更・取消し）をしたので、三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 変更

(1) 補助対象事業費及び補助金の額

補 助 対 象 事 業 費	(変更前)	円
	(変更後)	円
補 助 金 の 額	(変更前)	円
	(変更後)	円

(2) 交付の条件

- ア 補助対象事業の内容を変更し、又は中止する場合は、市長の承認を受けること。
- イ 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 取消し

(取消理由)

様式第5号（第11条関係）

年　　月　　日

三豊市長 様

申請者 住所
 氏名
 電話番号

空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け 第　　号により補助金の交付決定通知があつた
 三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業を下記のとおり実施したので、三豊
 市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付要綱第11条の規定により関
 係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象事業費 円

2 補助金交付決定額 円

3 補助対象事業工事期間
 着手年月日 年　　月　　日
 完了年月日 年　　月　　日

4 添付書類

- (1) 補助対象事業費の請求書の写し（内訳含む。）
- (2) 補助対象事業費の支払が確認できる書類の写し
- (3) 補助対象事業を実施した箇所の位置が分かる書類の写し
- (4) 補助対象事業実施箇所の施工中及び施工後の写真
- (5) 申請者の世帯全員の住民票の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第6号（第12条関係）

第 号
年 月
日

様

三豊市長 印

空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金確定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった補助金の額は、次のとおり確定したので、三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補 助 金 の 確 定 額 円

様式第7号（第13条関係）

年　　月　　日

三豊市長 様

請求者 住所
 氏名
 電話番号

空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付請求書

年　　月　　日付け 第　　号により補助金の額の確定通知があつた
 三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金について三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		本(支)店名	
口座種目	普通	・ 当座	・ その他 ()
口座番号			
(フリガナ)			
口座名義人			

注意 口座名義人は、交付決定者（請求者）と同一とすること。

様式第1号(第7条関係)
様式第2号(第8条関係)
様式第3号(第9条関係)
様式第4号(第10条関係)
様式第5号(第11条関係)
様式第6号(第12条関係)
様式第7号(第13条関係)